

上越市バスケットボール協会チーム登録規程

- 第1条 本会は会則第5条第2項によりチーム登録に関する規程を定める。
- 第2条 本会へのチーム登録は、ミニバスケットボールクラブ・中学校・高等学校・大学・社会人のチームとする。
- 第3条 本会に登録するチームは、チーム登録申請書（別紙様式）を本会会長に提出する。
- 第4条 登録の承認を得たチームのうち、社会人のチームは、登録料として年額5千円を納めなければならない。
- 第5条 登録されたチームの代表者は、会則第5条第1項による会員となるものとする。
- 第6条 登録されたチームは、会則第4条の本会が主催する事業に参加できるものとする。
- 附 則 この規程は平成14年4月1日から施行する。